

# 令和6年度愛媛県体験コンテンツ利用促進事業業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和6年度愛媛県体験コンテンツ利用促進事業

## 2 委託料（上限額）

12,295,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 委託目的

国内旅行における近年の旅行需要は、個人・小グループ化の傾向が高まるとともに、オンライン上での予約、購入手続きが拡大している。これらの需要に対応するため、令和5年度には、地域資源を活用したアクティビティコンテンツのブラッシュアップ及びOTAへの登録促進を図るとともに、OTA上でのプロモーションに取り組んだところであるが、「しまなみ海道サイクリング」、「石鎚山登山」、「滑床キャニオニング」等の比較的ハードなコンテンツが主流となっている。

一方で、本県を訪れる観光客の分析では、子育て後の夫婦やカップルが多く、温泉やグルメに次いで歴史・文化体験、自然景観を求める傾向にあり、そういった層に合ったソフトな体験コンテンツの充実が課題となっている。

については、本年度において、これまであまり掘り起こせていない本県の歴史・文化資源や、瀬戸内海クルーズ等の自然景観を楽しむコンテンツについて専門家派遣等を通じてブラッシュアップを推進するほか、OTA登録の促進と合わせてOTA上での訴求力のあるキャンペーン（特設サイト構築、クーポン配布）やSNS発信強化等を通じたプロモーションを展開するとともに、県内外からの周遊を促す仕掛けをすることで、本県の観光コンテンツ利用者及び消費額のさらなる増加を図る。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで

## 5 業務内容

### （1）県内体験コンテンツの利用促進

県内体験コンテンツの情報発信を行うとともに、県内外周遊及び体験コンテンツの利用を促進するキャンペーンを実施する。なお、キャンペーンのターゲット及び内容は次のとおりとし、適切な事業実施期間及び内容を提案すること。

ア ターゲット：県内、近隣県、関西圏及び首都圏在住者。

イ キャンペーン内容：

（ア）体験コンテンツ利用につながる各種クーポンの配布

（イ）受注者が運営する体験コンテンツ取扱いWEBページ内での県内体験コンテンツ特集WEBページの開設及び同WEBページへの誘導広告の実施

（ウ）上記WEBページまたはSNSを活用した県内体験コンテンツの情報発信並びに、愛媛県の公式観光情報サイトとの連携

（エ）県内宿泊施設及び観光施設やレンタカー等の二次交通と連携した県内体験コンテンツの紹介やこれらの複数利用を促す効果的なプロモーション

#### ウ 各種クーポンの券種

県内体験コンテンツの利用を促すもの及びコンテンツ周辺での県内消費を促すものを提案すること。ただし、体験コンテンツ利用に対するクーポン配布総額をクーポン原資総額の40%以上とする。

#### エ データのモニタリング

県内各エリアの誘客及び宿泊客数並びにジャンル別体験実績データ（取扱額、利用人数、体験人単価）を協議会が分析できるツールを整備することが望ましい。

### 【KPI】

事業期間中に本事業で取り扱う県内体験コンテンツ利用者数：延べ10,000人以上とし、本事業で取り扱った体験コンテンツの販売数のみを計上すること。ただし、該当する項目のWEB上での販売以外も含む。

### (2) 専門家派遣による体験コンテンツの造成・ブラッシュアップ

県内体験コンテンツについて、提供事業者に対し専門家を派遣し、提供コンテンツの内容調査、内容の充実に対するアドバイスを実施することで、利用者の満足度向上を図ること。なお、造成・ブラッシュアップするコンテンツの利用者ターゲット及び活用する資源は次のとおりとし、十分な内容調査を行ったうえで造成・ブラッシュアップを行うこと。また、当該体験コンテンツについて、受注者が運営するOTAへの登録まで一気通貫した支援を行うこと。

ア ターゲット：子育て終了後のシニア層をメインとした夫婦・カップル

イ 活用する資源の例

- (ア) しまなみ海道エリアの自然資源や食等を活用した体験コンテンツ、クルーズなど自然景観を楽しめるソフトなコンテンツ
- (イ) 石鎚山登山をはじめ、石鎚山系の自然や山岳信仰等に関わる体験コンテンツ
- (ウ) とべもりジップラインとその周辺の動物園、えひめこどもの城の観光資源を組み合わせたコンテンツ
- (エ) 砥部焼や水引など伝統工芸を体験するコンテンツ
- (オ) 滑床溪谷のキャニオニングや足摺宇和海国立公園でのシーウォーカーをはじめとした南予の自然を活用した体験コンテンツ
- (カ) 岩屋寺や大宝寺など四国遍路の歴史文化を活用した体験コンテンツ
- (キ) 県内に点在する酒蔵の見学や試飲を含む酒蔵見学 等

### 【KPI】

少なくとも10件のコンテンツを造成またはブラッシュアップし、OTAでの販売を開始する。

### (3) OTA既存コンテンツのブラッシュアップ及び予約利便性向上

業務内容(1)の効果を最大化するため、旅行者の需要を捉えた既存コンテンツの内容充実のほか、旅マエ・旅ナカの来県者がOTAで体験コンテンツを予約できるよう、申込期限の短縮及びOTAで即時に予約が完了できる仕組みの構築支援を行う。

## 【KPI】

支援する事業者数を5件以上としつつ、受注者が運営するOTAでの体験コンテンツ利用状況を踏まえ、現実的な数値目標を提案し、協議会と協議のうえ、設定する。

### (4) 県内体験コンテンツ事業者に対するOTA登録支援

発注者が提供する県内体験コンテンツ情報（一覧）をもとに、受託者が運営するOTAに未登録の体験コンテンツについて、コンテンツ事業者に対し、OTAへの登録支援を行うことで、利用者の予約利便性向上を図る。

なお、コンピュータ等の操作に不慣れな事業者を想定し、実地での操作支援も実施すること。

## 【KPI】

少なくとも30件程度は上記の支援を行うこと。なお、効果の最大化を図るため、KPIを達成した場合も必要と思われるコンテンツが認められる場合は上記の支援を行うこと。

### (5) 独自提案事項について

上記事業内容と連動し、委託業務全体の効果を高めると考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案すること。ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と合わせて、委託料の上限の範囲内とする。

## 6 事業実施スケジュール

事業実施に当たり効果的な時期を受託者において設定すること。

## 7 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 受注者が運営するWEB予約サイトで販売する体験コンテンツは、販売数が把握できるものとする。
- (2) 体験コンテンツ事業者が独自にWEB上でコンテンツ販売を行っている場合も、上記WEBサイトへの登録を行うよう働きかけを行うこと。なお、体験コンテンツ事業者の都合等により上記WEBサイトへの登録を行わない場合も、本業務で開設する特集WEBページでの紹介を行うとともに、販売数が把握できるよう、体験コンテンツ事業者との調整を行うこと。
- (3) 上記WEBサイトへの登録支援においては、体験コンテンツ事業者のコンピュータ操作スキルに合わせて柔軟に対応可能な実施体制を整えること。
- (4) 上記WEBサイトへの登録支援においては、地図情報サービス（例：Google ビジネスプロフィール等）への情報入力支援を合わせて行うほか、予約検索表示サービス（例：Google Things to do 等）の活用支援にも努めること。
- (5) 上記4(1)のキャンペーン実施において、特集WEBページ等を制作するにあたり、本事業の円滑な実施に耐えうるサーバーを別途設け、成果検証のためアクセス解析を実施、検証したうえで、適宜委託者へ報告すること。また、検索エンジンのSEO対策を実施すること。

(6) 広告配信について、本業務完了後、実施結果及びその効果についてまとめたレポートを作成し、詳細を報告すること。なお、レポートの内容については、以下の内容を含めること。

- ・クリック・視聴（閲覧）回数、視聴者、閲覧者の属性（年齢、地域、特性など）などのデバイス別（スマホ、PC）効果

(7) 本事業実施期間内において、四国観光立県推進愛媛協議会が求める場合は、速やかに観光コンテンツタリフを作成し、提出すること。

## 8 企画提案に当たっての注意点

### (1) 著名人の起用

事業効果を高めるため、著名人の起用も可とするが、それに伴う経費は全て委託料に含むほか、調整等の一切の手続きも本業務に含むものとする。ただし、後年度にわたり出演料などの費用がかかる場合は起用を認めない。（※令和6年度の委託料の範囲内において、後年度にわたり、観光プロモーション素材として引き続き使用することが承諾されている場合のみ起用を可とする。）

## 9 成果品の提出

### (1) 業務実施報告書

受託者は、本業務完了後、速やかに委託契約書に規定する業務実施報告書を提出すること。同報告書には、本業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、コンテンツ造成・ブラッシュアップ及びOTA登録を行ったコンテンツのコンテンツタリフ、販売実績、プロモーションの実績と本業務により得られた各種データを活用した効果検証（定量的データ分析等）や今後の改善策の提案を含めた報告を行うこと。

- ・種類等：紙媒体（3部）、CD-R（1枚）

## 10 著作権等の取扱い

### (1) 著作権者

著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、四国観光立県推進愛媛協議会に帰属する。また、四国観光立県推進愛媛協議会が認める場合を除き、成果品に係る著作人格権を行使できないものとする。

### (2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、四国観光立県推進愛媛協議会が行うものとする。

### (3) 権利関係の処理

ア 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

イ 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

ウ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

エ 著作権等の取扱いについて、ここに記載のない事項については、四国観光立県推進愛媛協議会と受託者で協議のうえ、処理することとする。

## 11 その他留意事項

- (1) 本業務の推進に当たり、実施内容を事前に協議するなど、四国観光立県推進愛媛協議会との緊密な連携の下、迅速かつ効率的、効果的な遂行を心掛けるものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて四国観光立県推進愛媛協議会と協議のうえ、処理するものとする。
- (3) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、あらかじめ四国観光立県推進愛媛協議会に報告して承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) 本業務の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理するとともに、常にその収支の状況を明らかにし、本業務の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、これらを保管しなければならない。
- (5) 本業務で制作した広報コンテンツ等は、本業務において使用する以外に、来年度以降も各種プロモーション等での活用を想定しているため、出演者を使用する場合には出演者等にその旨の承諾を得ること。
- (6) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (7) 事業実施に際しては、様々な国内情勢に応じて情報発信エリアの限定やタイミングの調整、さらには、業務執行中であっても発信を停止することも含めて、委託者において検討のうえ決定し、指示する場合があるので、受託者は柔軟に対応すること。